

## 総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和7年3月3日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
  - 陳情第1号 自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて
  - 議案第19号 三次市国際平和交流基金条例(案)
  - 議案第21号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)
  - 議案第22号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第23号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第24号 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第25号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)
  - 議案第33号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について
  - 議案第34号 指定管理者の指定の変更について
- 4 出席委員 伊藤芳則, 山田真一郎, 宍戸 稔, 弓掛 元, 藤井憲一郎, 徳岡真紀, 中原秀樹
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
  - 【総務部】 桑田総務部長, 瀧熊総務課長, 松岡財産管理課長, 中村職員係長, 高野住宅・財産活用係長
  - 【経営企画部】 笹岡経営企画部長, 中村企画調整課長, 加藤企画調整係長
  - 【危機管理監】 山田危機管理監, 伊藤危機管理課長, 荒瀬地域防災担当係長, 林危機管理係長
  - 【情報政策監】 東山情報政策監, 宮本情報政策課長, 永迫情報システム係長, 高松IC活用推進係長
  - 【地域共創部】 矢野地域共創部長, 田村共生社会推進課長, 呑谷まちづくり交通課長, 渡部共生社会推進係長, 貞末自治交通係長

## 7 議 事

午前10時00分 開会

○伊藤委員長 それでは、定刻となりましたので、これより総務常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、お示しめしています委員会審査次第の通りでございます。最初に、本定例会に提出のありました陳情についての審査を行います。陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて、中間格次さんから提出されました。陳情者から陳情の趣旨についてご説明をいただき、その後、この陳情に対しての不明な点や問いたい部分等について、質疑を行わせていた

できます。それが終わりましたら、陳情者の方には退席いただき、続いて議案8件の審査に移ります。なお、時間を見計らって休憩を挟むことといたします。ここまではよろしいでしょうか。

(はい。)

○伊藤委員長 それでは委員の皆さんには、円滑な進行にご協力をお願いをします。

それでは、陳情の審査に入ります。先ほども触れましたが、陳情書を提出されました内容について説明をお願いいたします。その後、何点か質問をさせていただくことになろうと思います。時間は、説明と質疑合わせて30分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで生中継されています。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべてお座りのままでお願いいたします。また発言される場合は、委員長、と挙手してください。私から指名をさせていただきますので、その後、発言を始めてください。よろしいでしょうか。

(はい。)

○伊藤委員長 それでは挙手し、陳情書の趣旨について説明をお願いします。

○陳情者 説明の機会をいただきましてありがとうございます。まず最初に12月議会に提出請願との内容が同じなのではないかということですが、陳情の趣旨を機能不全の是正から自主防災をより機能させるための内容に転換をさせていただいております。

それから、陳情事項と内容も端的にしまして、大項目1に今回の水害対応が行政の基本に適するか否かの現状認識の確認をしていただいた上で、大項目2の具体的な事項3点の確認に改編をさせていただいております。

その3点の内容としましては、1点目が、住民が主体で主導する防災対策の転換ということは共有されているかということが1点目。それから、2点目は、避難場所と避難所の目的と役割は共有されているかということ。

それから3点目は、防災対策をバラバラにしないように一体化するために、文書規程でありますとか、専決規程は共有されているかという3点について、市民を直接代表していただいております。議員、議会の皆様の価値観と判断基準に基づきまして、議会の権限と役割の範囲で審査を求めているものでございます。司法の場の解決を求めているものではございません。

また、本件は、地域の防災対応ということでありまして、自治連を通さずに、なぜ個人、あなたが陳情するのかというご下問があらうかと思いますが、水害の要因がですね、自治連と危機管理監の過失に起因するという特殊性がございまして、この点をご理解いただいて、よろしく審査をお願いしたいと思っております。

それでは大項目1の、本件水害対応に関する現状認識についての事案概要から説明をいたします。本件は過去何回も水害が発生している地域の水防拠点であります瀬谷4号排水樋の、地元担当者が令和2年度末までに辞任にいたしまして不在になりました。

危機管理課は、地元自治組織へあらかじめ、後任者の推薦依頼をしましたが、放置したまま推薦がされないために、住民へ直接電話依頼をいたしました。しかし、受託者を確保することができず、市が直営することにしております。当時住民にですね希望する方はおられたということで

ございます。その後、令和3年8月13日、大雨洪水警報が数日間継続発令されておりますが、市が災対災害対策本部を設置して対応中のところ、同日の午前8時30分ごろから川が増水しまして、逆流氾濫し始めたにもかかわらず、市の樋門担当者が現場に不在、現場にいなかったために、樋門が閉鎖できず、住宅でありますとか水田を瓦れきとともに浸水、もしくは水没させたものでございます。この発生の要因は、樋門閉鎖を怠ったことで、他へ責任転嫁する余地がない重大な過失が明白であるにもかかわらず、行政は、当時の危機管理監がですね、本件は、タイムラグで瓦れき撤去も損害賠償もしないとの一声で、被害の回復補填補償はもとより、樋門閉鎖を怠った責任も否定されるなど、取りつく島がない状態となりました。

常識的には考えられない理不尽で一方的なこの姿勢っていいですか方針は、現在も継続されておられました。私どもは平素、自治体の統治下にありまして生活が守られております。しかしながら本件は何ら落ち度がなく、かつ、救済のすべを持たない、弱い市民に対する行政の対応ですね、行政の基本的な姿勢として、これでいいのでしょうか。適正なのでしょうかと、現状認識について審査をお願いしたいということでございます。

ここで僕からの説明でですね、1枚目のちょっとお配りしておりますが、災害対策に対する市町の責務ですね、市町村の役割であります印をしました。表示しておりますが、それと、米印で、本件の具体的な対応を時系列的に一覧表にしておりますので、これにより、説明をさせていただきます。まず、事前の措置であります、その1点目の樋門管理をし、職と決定したときの後任者の選任状況でございます。川地の自主防災組織はですね総会資料で明示しております通りですね、独自会計はいたしませんと、予算編成もいたしません、役員会も開きませんよという、自治連と一体組織で活動する組織でございます。それから、自主防災の責任所在が曖昧なものですから、後任者の推薦依頼を市から受けていたにもかかわらず、放置しておりました。

一方危機管理監はですね、推薦の依頼はしましたけども、その結果確認もせずですね、自主防災、さらに自主防災組織に対する、ちゃんとやってくださいという活動の促進も実施することなく、行政主導で選任決定をするなど、災対法で規定しております市町の責務を履行されておりました。これに関連しまして自治連はですね、市の要請を受けましたと。受けたので瀬谷の自治会長、単位自治会の自治会長に連絡しましたと主張されております。一方単位自治会の瀬谷の自治会長は、全く何も聞いておりません。話はこれ違いましてですね、その食い違いが露呈しております。その事実関係は現在も解消されておらずに継続されております。

自治連と対立する単位自治会の瀬谷自治会長、それから老人会の役員の方は、9月2日にですね、地元の市議の紹介と同席を得まして、危機管理課へ直接自治連とは別にですね、瓦れき撤去や、それから排水機場があるわけですけどもこの管理を住民に、一緒にさせるよという嘆願をされております。嘆願書は、当然、提出されまして市の方に残っておると思います。

それから次、事前の措置の2つ目ですね。遠方の樋門管理をするわけなんですけれども、そのリスク対策が欠如しておりました。本件現場はですね、直角に1級河川が蛇行しとるわけですけども、その蛇行する箇所支流が合流すると、さらに上流にダムが、それでその上に、低地の集落でございまして、いわゆる典型的な水害多発地域であります。こういう事案の対応はですね、

常時警戒といいますか、これが実質の条件であります、その対策や指示が欠如していたというふうに思います。前任の地元の担当者、これはですね、警報が発令されて、増水が開始しますと、現場へ自動車を駐車しましてですね常時警戒っていいですか、貼り付けで、水位の監視をしておられました。私どもも、時々のごきまして、水位状況と一緒に監視していたという状況でございます。それから、発生時の措置でございますが、発生時の措置の1つですね、災対本部を設置して対応中ですね、担当者が現場にいなかったということで、樋門閉鎖ができなかったという過失でございますが、警報が発令されてですね増水が開始すると、担当樋門の担当者が現場からいなくなると。もしくは引き上げるということ自体がですね、離脱し、または撤収すること自体が、ありえない状態だと、対応だと思います。危機管理監はですね本件はタイムラグだとおっしゃいますが、そのタイムラグとはですね、あまり離れた樋門管理はもともと無理がある。増水時には少々間に合わないことがあるかもしれませんよと。ありうることだということですね、予想範囲の出来事なので、少々のはずしは仕方ないことだということ、危機管理監はタイムラグと言われているのでしょうか。明確な説明は全く一切ありません。それから発生時の措置の2つ目で、市長の責務である避難場所の指定でありますとか、居住者等への周知措置は全く講じておられませんでした。それから事後の措置でございますが、発生以来、現場ですね、樋門の担当者でありますとか、危機管理担当者、消防とか、樋門の担当者とか、それから自主防災組織がバラバラにならないようにですね、一体となって、住民が主体で指導する防災体制を作ってくださいねという防災体制の確立を要請して参りました。私の他にもですね、9月2日には、瀬谷の自治会長と、瀬谷老人会の役員の方が危機管理監に出向きまして、樋門と排水機場の住民管理の嘆願をされております。さらに、令和6年昨年5月29日ですね、自治会役員が改善されまして、新しい役員の方の有志がですね、危機管理課へ出向かれまして、樋門管理と自主防災と一緒にさせるように、連携の要請をされております。

さらに、本年の1月21日にですね、議員と話そうという会合がありまして、その場で、住民でありますとか、自治組織の役員の方から、自主防災の課題解決を、議会へ要請されております。全員の方が発言はされておられませんでしたけども、思いは一緒でございますが、これらは、自主防災の機能不全という状態といいますかその課題解決をですね求める多くの声があるという、この1例でございます。私の個人的な意見や要望でないということですね、これらをもっとも裏付けられると思っております。今回の陳情につきましてもですね、意見要望を寄せてくださいという市議会のどうですか方針もありますので、それをに向けましてですね、なかなか届きにくい住民の声をですね一生懸命議会なら何とか届くんではなからうかと思っております。というこの願意をですね、汲み取っていただければというふうに思っております。

結論でありますけども、本件は、行政とか、自治組織、さらに住民ともにですね、教訓が凝縮した、大変重要な事案であるというふうに私は認識しております。しかし、現状を反省をしないところには、教訓も改善もですね全く生まれて参りません。誰も間違いはあるわけなんですごめんごめんはあるわけですから、それを改める勇気が大切ではないかというふうに私は思っております。今後災害がですね激甚化していくのは目に見えておられまして、激甚化する災害への対応

のため、さらに今後の地域住民のためにもですね、実態をしっかりと確認していただいて、あるべき姿をお示しいただきたいというように願っております。現状認識を踏まえましてですね。大項目2の自主防災を機能させるために、じゃあどうするんかという規定につきまして具体的に、3点をですね掲げております。1点目はですね、公助の限界を明示しまして、政府が示します目指す社会に沿ってですね、住民が主体で主導する防災対策への転換を徹底していく必要があるんじゃないかろうかと。2つ目には、避難場所と避難所の役割をですね、しっかりとですね、区分するといいますか、わきまえまして、さらに行動心理を踏まえてですね、切迫した期限から逃れる、対比の対策を強化することが必要ではないかと。それから3点目には、防災対策を一体的に講じるためにですね、バラバラにならないようにするには市長の権限事務をしっかりと順守履行していくことにあるのではなかろうかというように思っております。委員長長くなりますので、個別の3点の説明は、後にしましょうか。というのが、一応その陳情の、大きな内容でございます。○伊藤委員長 ただいま陳情者からの説明が終わりました。まず初めにですね委員会を代表してちょっと2点について私の方からうかがわせていただきます。

1つ目はですねまず、今回自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対して提言することを求めることについての、この陳情ですが、12月には、自主防災の機能不全を是正するため、執行機関の義務を遵守し、市町の権限と義務の履行について、三次市議会として、執行機関に提言することを求めることについての請願としておられました。今回は請願ではなく、陳情とされた理由。紹介議員がない理由について、教えていただきたいと思っております。

もう1つの点ですが、今回の陳情の趣旨は、自主防災を機能させるため、議会から執行機関に提言することを求められていると思っておりますが、議会がこの陳情を採択することが、瀬谷地区の自主防災機能の向上に繋がるとお考えになっているのか。つまり地域の自主防災が機能していないので、市が意識喚起をして指導すること、議会が提言することで、地域の防災意識が、高まるとお考えになっているのか、この2点についてちょっと伺いたいんですが、よろしいでしょうか。○陳情者 ちょっと、あまり頭が良くないので、どうですか。なんか、書いてしっかり見ない見ないとよくピンボケになるかもわかりませんが、1点目の請願から陳情へというところがございますが、どうですか。自主防災を議論をちゃんと機能するようにしたいという。どうですか。その願意というんですか。これは終始一貫しとるんですけども。請願することによってどう言うんですか。請願は議員さんの紹介がないとできませんので、何ですか。端的に言いますと迷惑をかけていかんというのが1つございました。

それから、2つ目に、おっしゃいました、議会が、受けていただくことによって、瀬谷の自主防災が機能するようになるんじゃないかろうかということでございますが、私はどうですか。いろいろ、うちで、地域で、意見の、どうですか、提案もいろいろしてきたわけなんですけども。どうしても行政サイドで、現状で、OKとおっしゃったのかどうかわかりませんが現状でそれが、追認されますと、なかなか帰っていくというのは難しいんですねですから、そこらあたりをどうですか。議員さんからいろいろ聞いたり、広報誌から見たりして、地元市民さん、市民の意見とか要望をですね、吸い上げるのが議会の仕事であるから、寄せてくださいねと。陳情につい

ては、議員さんの紹介がなくてもいいですよ。請願については、議員さんの紹介がありますよっていう、もう対応がありますので、結論は、目線的には、地元の困ったことというんですかそれを、吸い上げていただいて、執行部というんですか執行機関に、提言をしていただければ、改善が図れるんじゃないかという希望のもとに、本件陳情をしておる次第でございます。以上です。

○伊藤委員長 はい、わかりました。それではですね、ちょっと他の議員からも質疑等あれば、挙手をお願いしたいんですが。ありませんか。

○山田委員 先ほどの説明の中で、地元の防災組織の方の事務がされてないっていうか、お言葉があったと思うんですけども、その辺ちょっと詳しく教えていただいても、よろしいでしょう。どういった事務お金の流れの話。

○陳情者 川地の自主防災組織は独自会計も予算編成もしないということです。これはですね、令和2年度の決算報告書を、それから予算書あたりで明快に方針を出されて、住民に周知されとる既成の事実でございますね。総会資料見てもらえばわかると思うんですけども、そういうふうにもされとるんですよ。だから、予算編成しないかんのじゃないかという、質問というんですかしても、いやこれは、必要が出てきたら、独自会計をする、しますけども。どうですか。自治連といったような活動するので、しませんというのが、もう要する既成の事実なんです。だけど、自主防災を自治連だけでなく災害対応のために自主防災を作とるんですから、それは別にちゃんとせにゃいけないじゃないですかとお願いしても、それが、何ですか。予算いうんですか補助金もちゃんとおりてきますし、現状追認されると。それがそのまま、前例踏襲されたというのが実態でございます、実態としましては今お話ししましたように、予算措置も、どうですか。独自会計も予算編成もされませんし、それから役員会も現実的にはされておられません。自治連の理事会をされますよ。だから、自治連として、自主防災も一緒にされるわけですから、自治、自主防災自体の方ですから役員というのは、召集がないんですね。だから、役員さんがちょっと違うのはですね、自治連と自主防災の役員さんのちょっと違うのは、防災士会ですかね、防災士会のメンバーが、自治連の場合は入るんですけども。事例により、自主防災じゃ入るんですけども、自治連の親の理事会には、自主防災会の役員さんは入られないという違いがあるんですけど、それで役員会が開催されてないんだというのは、住民もわかるということです。だけど、役員会自体はもう鮮明にそういうことなんですか。総会資料でもうたっておられますし、そういうのが既存の事実でございます。

○宍戸委員 今日はありがとうございます。陳情者さんの方から今、陳情の趣旨、趣旨説明ということでしていただいた中で、今、山田副委員長の方からもありましたように、自主防災組織の関係と自治連の関係で、私どもも事前にですね、今日の委員会臨むにあたって、自主防災組織の総会資料というのをいただいておりますので、令和5年と令和6年ですか。その中では、それぞれの年度の事業報告、それから決算状況。それから次年度の予算案関係から、事業計画ですね。立てられておって、ちゃんとそれだけ、実績的には事業も行われておるといふふうに見させていただくような内容です。さらには、自主防災組織の関係の活動補助金ですよ。それも、いた

だくような補助金申請それから実績報告もされておる状況の中では、ちゃんと、その組織として、実績、事業が行われておるといふふうに見さしていただくわけなんですけども。それからいうと今の陳情者が言われる、予算関係とか、ああいうようなものはですね、ちょっと食い違うような感じで、見さしていただいとるんですけども、そこら辺の確認等の中ではどのように、思われとるかというところをお聞かせください。

○陳情者 お取り寄せになった総会資料、5年6年で、私どもはどうですか住民には総会資料はおりてきませんので、わからないんです。要するにその住民の、総会に住民が出られないんですよ。だから、各単位自治会から、会長さん、次、事務局ですか、ここらの役員さんが要する代表制の組織になっておりましたですね。だから、総会のメンバーは役員さんが総会のメンバー。どういうんですか。総会資料も、役員さんのところには来とるかどうかわかりませんけども。住民にはいずれしてもおりてこないということで、どういうんですか今回の水位が上がったときにですね、令和2年度、令和3年度あたりの、総会資料を役員さんから見せてもらった結果、2年度の資料と3年度の予算書を見てもらえばはっきりと、今私が、しゃべりました、山田委員がどうですか。質問されたところの項目がですね、私は自分の勝手な意見で言っとるわけじゃなくて、書いてあることをちゃんと、どうですか。客観事実に基づいたことを発言してるわけなんですけども。そういうことでございます。それで、当時の資料見ますとですね、一般的にはどう言うんですか、自主防災組織という組織がありましたら、組織運営の経費というのは当然計上されると思うんですが、そちらの組織運営のケアの経常経費は全くありません。何があるかという、要する補助金の、ものを買う。どうですか。避難所の設営に関するお金が主なんですけども。これの予算執行に終始しましてですね。要するところは、自治連の一体組織でやっとならけども、どうですか。避難所の設営等の予算措置をとるのに、その自治連の口座を使用しておるといふように、客観的に見たら、要する、ペーパー的な組織だというような感じに私は感じております。ですから、総会資料見てもらえば全くその収入と支出は計上されておりますが、中身はそういうことで、補助金の執行の中身ということだと思います。それから、行事をいろいろ書いてありますけども防災訓練とか、ありますけども、何ですか自治連がコミュニティセンターの管理を委託されておりました、ここのどういうんですか。管理者が対策するじゃないですか。火災訓練とか、ああいうのをされるんです。私ども、そこへいろんなサークル活動で行ってですね、サークル活動を行った人が、掃除をするついでに、その消火訓練をして、終わったりするんですけども。そういうのが運営するこの自主防災訓練というふうに出とるんですけども、それはあくまでも、指定管理者のどうですか。建物を管理する手段であってですね、地域全体のそういう防災訓練ではないんですねだから、そうじゃなくてやっぱり自主防災ということになると、本来の活動をしていただきたいし、どうですかそれ、それでもですね、無理に自主防災でなくても自治連と一緒にいいと思うんですけども。予算措置をするのであれば、格好だけの自主防災でなくて、自治連で予算措置をされたら、どういうんですか。規則にはですね。補助金の規則には、自治連でも、自主防災組織でもどちらでも、給付対象の組織になっておりますので、何ですか、自主防災組織が機能してるような、言うたら失礼なんですけども、取り組みでなくてですね。できてな

いことはできてないように、できるようにしましょうねというところを、どう言うんですか、みんなで共有するということが大切なんだと思うんですが、そこがなかなか、共有できないので、どう言うんですか課題として、議員の皆さんのご判断というんですか、意見を吸い上げていただいて、反映していただければということで、お願いしとるのが、現状でございます。

すいません以上です。

○中原委員 聞かせていただきたいと思います。前回は話は聞いとるんであれなんですけども、陳情者が言われるこのあの地域は、地域の住民が守っていこうと。それが本当の、地域を守っていくということだと、文章にも書いてあるんで、公助に頼らず、いうのは僕も何度か個人的にも話を聞いたことがあるんで。今回この市長の責務という話も今回も出とるんですけども。当然地域の方にですね、お願いをして、樋門の管理も、市長は、そういう手だてを踏んできたように、これ読ませてもらって、話も聞いていく中で、とったけども、それが、やっぱり地域の方から断られたというか、それは難しいということで、仕方なくこの直営でやったという経緯だと思うんですよ。それがたまたまその直営も、代わりに近い人が管理すれば、それはタイムラグもなかったと思うんですけども。なかなかその雨が当時だけで降るわけじゃないんで、これだけ広大なところを対応するのに、それはかなり難しいこともあるんじゃないかなと思うんですよ。それが、ずっとここに書いてある、地域の方がするという理想わかるんですけども、1つまず聞いてみたいのが、陳情者さんがその地域、当然目の前に道路は渡れば樋門があるんで、その地域に住んでおられる中で、むしろ自分が、すればよかったと自分が何で自分にやらしてくれなかったんかいという話なんか、それとも、その時の経緯が、陳情者さんに話はなかったかもしれないんですけども。その辺、どういうふうに見ながらその当日当時見ながら、どう思われとったんかいいうのをちょっとまず、ちょっと聞いてみたいと思うんですけども。

○陳情者 ちょっとまた、まとめるのがちょっとなかなか頭がまとまらないんですけども。断片的にちょっと、まず言うんですか防災はですね、避難所と避難場所があと、説明しようかなと思ったんですけども。被災後の生活インフラの避難所とですね。どうですか避難場所、発想は、災害が発生しなくてもしくは発生する恐れがある時に立ち上げにゃいけないのは避難者じゃなくて、避難場所なんですね。それからこのもう発想からちょっと変えていかないと。結局、避難指示を発令しました。避難所を開設していますということになるとですね、どうですか切迫した危険から逃げようと逃げないかんようというところが飛んでしまっただけでですね被災後の生活インフラへ飛んでしまいますからですね。行政の目線というか措置もなんですけども住民はそこがぼっかり現れて何もし手が打ててないのが現状なんです。だから、まず、具体的な項目で3点ほど言いたいといって最初に言いましたけども、その1つが、自主防じゃなしに避難所と避難場所を取り違えないように、だから、いざその通りですか、発生する恐れがあるもしくは発生したときの措置をちゃんとやるというのが1つなんですね。だから、それはですね。避難所は被災後時間が経過した後だ後でしたら、能登でも今、避難所の関係の整備が言われておりますけども。これは時間が、ありますし、本当に行政がしっかり対応してですね、水道から風呂からトイレからしっかり整備していく必要があるかと思いますが、避難場所の関係につきましてはね行政がついてい

かれないんですよ。あれ緊急ですから、だからこれは、どうですか。住民がそれぞれ、自分でやっていたかなきゃとこれが3点でまた要望で終わったんですが、すいません。

○伊藤委員長 中原さんの質問に教えてください。

○陳情者 一般論的な話はちょっと答えをいいたいのは、要するに、守るのは自分でなければ守れませんっていうのを言いたいんですね。避難所じゃなくて避難場所というか、いざ避難するというのはですね。それで、もう1つの鍵を貸してくれと、鍵を近く道路にお前どうしとったんかという話なんですけども。当時13日に発生しまして、警報がずっと続いたんですよ。ほれ、実際問題10キロ市役所からこれは無理なんですね。私は16日から18日の間、3日間をかき預かりました。現実問題でね、無理ですから。ですが、だから、地元がせにやだめだから、預かってくださいって、わしはお金はいらんから、自主防災が請負うで、自主防災のメンバーが、どうですか樋門管理をするべきだと言うて、それをお願いしたんですね。ですが、それが危機管理監のタイムラグの話でパーンと飛んでしまってから、樋門を閉鎖した責任までもうないということで現在まで進んでおるんですね。だから、お尋ねになつるのは、要する、自分の突発事案については、行政の公助は無理なので、自分でせにやいけんいうことと、それから、どうですか、樋門の鍵は自分でも預かる気はいっぱいあるんですが、結局いっぱい預かった樋門の鍵を、持つとる人が、その水位危険情報をみんなに知らせる行動に使え、どうにかつなげて欲しいというのをですね、どうですか、議会を通じて、もしくは、執行機関にやっていただきたいというのが、私の本心でございます。ちょっとピンボケかどうかわかりませんが、長くなりますはい。

○中原委員 鍵も預かれて、陳情者もされたというそういう考えもあるというの。聞かしてもらったんですけども、ただ、誰も彼もが、陳情者さんのような思いで、逆に鍵を預かったそこまで皆さんに避難の有無を連絡したりとか、そういうのも踏まえて多分、自主防災の方も、難しいと判断されて、受けられなかったというような、それがその方が例えば消防の知識があったりとか、いろんな、自分も逃げれる状態で、鍵を預かって、樋門を閉めて自分が最後に逃げる分でも、皆さんの避難をというような方であればいいんですけど、なかなかそれはちょっと自主防災の今度、それが機能が悪かったいうふうに、だけどもそれまで、その機能というかそこまですにやいけんというふうに、陳情者が思われることを、ちょっと対応するのは、なかなかちょっと難しいと思うんで。それがすべて、自主防災の機能が低下だったというふうに、ちょっとなるのがちょっと自分中では、かなりちょっとどう、高いレベルのことを、求められておるのかなと思ったんで、ちょっとご質問させてもらいました。

○伊藤委員長 簡潔にお願いします。

○陳情者 私が高いレベルかどうかというのはまあ、人が決めることなんですけど。この前の1月21日の議員とはなそうのときに、山田議員とそれから弓掛議員も出席いただいたときにですね、地元の本当に有力者からですね、前会長は自主防災が機能しとったって言ったけども、地元に住んどるわしらからしてみても全然機能しとらんやという話を、もうどうですか。されたと思うんですがそれびっくりしたんですけども、要する機能しとるかどうかというのは、見るのは誰が見ても一緒なんです言うか言わんかの違いだと思いますね。だから、現状としましてはそういう実

態だというのをご理解いただきたいと思います。

○伊藤委員長 他にございませんか。

それでは、質問が他にないようですので、以上で質疑を終わらせていただきます。

それでは以上で、陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについての提出者からの説明と質疑を終了いたします。

それではご退席ください。

○伊藤委員長 入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

それでは続いてですね、陳情第1号の審査のため、危機管理監から市内の自主防災組織の現状、市の支援内容、瀬谷地区の樋門操作員の現状について説明を受けたいと思います。危機管理監の説明を求めます。

○山田危機管理監 それでは私の方から、市内の自主防災組織の現状についてご説明いたします。まず、自主防災組織でございますけれども、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守る。という意識に基づいて、自主的に結成された防災組織、いわゆる住民の隣保協同の精神に基づく、自発的な防災組織ということで、これは災害対策基本法或いは、市の地域防災計画、そういったものに定めた組織でございます。それで三次市の自主防災組織は平成17年5月から順次、各地域に設立されまして、平成25年度末までに、市内19組織がすべて設立されております。なお川地の自主防災連合会ですけれどもこれは平成20年9月に設立されております。この自主防災組織ですけれども、平時には、いわゆる防災知識の普及ですとか、地域の危険箇所の把握、或いは防災訓練の実施。或いは防災資機材の備蓄と点検。災害発生時には、地域住民への避難の呼びかけ。或いは、原則として危険が迫る前になりますけれども住民の避難誘導。自主防災組織の運営する補助避難所の開設運営。或いは地域避難場所の開設運営ですね。現在市が運営する、避難場所のお手伝いをいただくこともあります。或いは避難状況とか、被害状況を報告をいただく。或いは物資の配給のお手伝いをいただく。そうですね。同じく、物資の補給や、或いは救急病院搬送の要請。通報いただく。というようなことを、これはお願いをしておるところでございます。市の支援といった協力ですけれども、防災に関する啓発、研修訓練。それから地域避難場所等の防災資機材の整備。個別避難計画の作成等取り組まれる場合年間28万円。上限に、補助活動補助金の交付をしております。

また防災訓練や防災講演会を実施、開かれる場合は、防災アドバイザーですか講師の派遣の調整をされております。また、防災訓練、避難所の開設訓練、救急救命訓練等における、資機材の貸し出しですとか、そういった場合に、訓練時には消費期限の近い備蓄食料品等の提供を行って、啓発活動の協力をしているということになります。他には県や国がマイタイムライン作成を進められておりますけれども作成講習会への案内しておりました、年2回防災組織の代表者会議を開催して、市からの情報提供、或いは相互の情報交換もさせていただいておるところです。

あとは災害時の避難行動に支援の必要な方の名簿につきましても、自主防災組織に年に2回更新して提供しております。

他には活動が活発なところ、組織に関してはですね、県の方へ表彰の推薦をしたりして、いわ

ゆる、モチベーションを持っていただきたいと思っておるところです。

他には、防災リーダーの育成につきましても、令和3年度までは直接自主防災組織を通じて、育成をしております。今現在は、ある程度人数が集まりましたので、希望する市民に直接補助するように制度は変えていますけどもそういった、やはり活動していただく人材育成についても、市の方から助成をしてきたところでございます。以上が自主防災組織についてのご簡単な概要と、市の協力支援になります。

現状の瀬谷樋門管理につきましては、課長の方からちょっと説明させていただきます。

○伊藤危機管理課長 瀬谷4号排水樋門の管理運用状況でございますけども、令和3年8月13日からの大雨を受けまして、令和3年9月2日に瀬谷自治会長さん、瀬谷長寿会副会長さんの連名で、瀬谷4号排水樋門の管理運用を地元地域住民との協力のもとに行うことについての嘆願書の提出がありまして、そののち、地域の方で正式に樋門操作員を出していただけるというところが話がまとまりましたので、令和4年4月1日から、その方を会計年度任用職員として雇用をさせていただき、以降、樋門の管理運用を行っていただいております。以上です。

○伊藤委員長 ありがとうございます。それでは質問に入りたいと思います。

○宍戸委員 12月に請願と、それから、今回、陳情という形で出されました、出された内容等については当然、市の方もご存じということなんですけども市の方の、このことについて、幅広い関係なんで簡単に、主なとこだけでよろしいですけども。そこら辺、なるほどなという、受け入れるところと、いやこれはちょっと、どうなのかなというところがあればですね、ちょっとお聞かせください。

○山田危機管理監 自主防災組織のあり方というかそういったところを、問われておる部分があるのかなというふうに市としては、認識した部分があります。自主防災組織、これまでも何度か一般質問等でも答弁をさせていただいたとこなんですけども、なかなか自主防災組織、さっき言った19ある中で、それぞれの活動の内容とか状況という異なる部分があります。

避難訓練をしっかり行って、いらっしゃるところとか、講演会のようなもの或いは研修会のものもしっかりと行われているところ。まだなかなか、活動、備蓄、まだ備蓄品の購入にとどまっているところというのは、これはあります。というそういった中で、やはり、自主防災組織なら共助組織でというふうに認識しておりますので、地域の中、皆さんがそれぞれ、話をしながら、もちろんリーダーとか、そういの育成とかのお手伝いしていますとか必要な予算の補助とかもさせていただきますけども。一番大事なところなのかなと思っております、やはりまず、そこを、今回、陳情出された、地域の中で話していただいた上で、市にこんなことをして欲しいとかいうことを、いただけるのであれば当然市は協力をしていきたいと思っております。

あと当時の令和3年の状況ですけども、地元の樋門の操作員の方が辞任をされましてそのあと、市としても地元の方、いろいろとこへかけさせていただいたりしながら探しとったんですけども。見つかってない状況でそのときは、市の職員を暫定的に樋門の操作をするということで、決めておりました。そういった中での災害であったわけですけども、そのあと、先ほど課長からも言いましたような状況がありまして、地元の方、すぐ近くの方から申し出がありましたので、

その方を、市の会計年度職員としてやっておりますので、現時点では市として取れる対応というのは、取れておるといふふうには考えております。

ただやはりこういった、人手不足というのはどこでも同じ話だと思いますので、樋門の管理については、国とかですぬ県の方にも、いわゆるフラップゲートかのようなですぬいわゆる省力化ができる部分については、そういったところでは対応できるようにというお願いは、引き続き要請をしておるような状況です。

○宍戸委員 ちょっと細かいことを聞きますけども、陳情者の方では、自主防災組織、自治連との関係も含めて、防災関係について、災害対応について、機能不全を起こしてるというところを言われてるんですね。そのことをとって、ただ、先ほど、危機管理監の方からもありましたように、28万円の補助金も出てる、実績報告もちゃんと出されてるという中において、市の方では、機能的にはちゃんと成り立ってるというふうに見られてるところのですね、陳情者と市の受け取り方が違うというふうにとらえられんことはないと思うんですけどそこら辺どうなんですか。

○山田危機管理監 自主防災組織が、先ほども申し上げましたけどすべての自主防災組織が、すごく活性化されて、もう、市としていうことがないというような状況であるかと言われますと、必ずしも、まだまだもっと頑張っていたきたいなというのは正直あります。ただそこを、あまり言うと、ここは、あくまで共助の組織で地元の組織ですので、市からあれをしてくださいこれをしてください、というように指示するということもまた、この共助の面では異なる部分が出てくるかと思えます。あくまで市としては支援ということ考えております。

そうですね、各自主防災組織から相談をいただくということも当然あります。相談とか、ご意見いただくということも、個別にはありますのでそういったときには個別に対応させていただいてますけども、地域でお話をさせていただいて、こうしたいんだ、或いはもっとこういうこういう支援が欲しいんだということについては、真摯にさっきも言いました真摯に対応していきたいというふうには思ってる状況です。どこの組織がどう、状況がどうというのは、我々は必ずしも、評価をするということは考えてなくて、それぞれがそれぞれの地域の実情に応じた体制、或いは対策をとっていただきたいなというふうには思っておるところです。

○藤井委員 今回の陳情の中に挙げられている項目の中で、執行機関の義務、市長の義務、役割等責任所在の確認という項目の中に、本件水害事案対応に関し検察庁と裁判所が示した市長の役割が果たされていないとする貴重な判断を、ないがしろにしないよというふうな文言が入っております。これについて、実際、どのような判決があったのかとか、その辺のことをちょっと、教えお聞かせいただければというふうに思います。

○山田危機管理監 刑事事件の件につきましては、あくまで刑事なので、判断としては検察の不起訴であるということは確認をしております。検察のほうからどうであったというような連絡は我々の方には直接は入っておりませんが、確認をしたところによりますと、不起訴ですので控訴審ありません。終わったという認識です。

民事の方も、却下という形で数終わったというふうにはそれは確認をしております。

○徳岡委員 確認をさせていただきたいのが、先ほど、自主防災組織の役割について、様々な役割があるっていうことをお伺いしたんですけれども、川地の自治連の自主防災活動をずっと、総会資料等を見させていただいたところ、やはり先ほどご説明があったような内容を十分されてるんじゃないかなっていうふうには私は受け取ったんですけれども。市として、概ねこういった自主防災組織としての活動に関して川地自治連の自主防災組織は、もともとのそういった目的だったり、活動内容に則った形で活動されているという認識をお持ちかどうかだけお伺いできればと思います。

○山田危機管理監 川地自主防災組織につきましては、きちんと自主防災組織としての活動というのは実態としてされておるという認識であります。

○山田委員 関連で、質問させていただくんですけど、よその地域で活動に参加させてもらって、例えば通報の仕方の訓練とか、あと心臓マッサージの訓練とか、あとは、何かあったかな。消火器の使い方とかも、場合によっていろんな講習を受けさせていただいてるんですけれども、今回川地っていう話なんですけど、そういった訓練とかあとは備蓄品の管理ってというのは、先ほど冒頭で活動に対して説明をされましたけれども、それはもう、一応はその今の説明があったところは皆さんクリアされてるというか、もしくは川地ではちゃんと、今私が言ったような訓練はしてるよというような内容なのかちょっと細かいこと聞くんですけれども。

○荒瀬地域防災担当係長 川地地区の自主防災組織の活動なんですけど、平成30年、元年、2年については避難訓練等をされております。しっかりされておりました。令和2年からコロナ禍になりまして、避難訓練等はされてなかったんですけれども、講習会等をしっかりやられております。今年度につきましても、川地中学校で防災講演会をやりたいということで、自衛隊をちょっと呼んでもらいたいということで調整をして、川地中学校で防災の講演会をやっていただいております。訓練等も、今年度以降については、しっかり訓練やっていただきたいと思うんですけれども、補助金の方についてもしっかり、地域避難場所等の備蓄品の購入をされて、また、避難地域避難場所の看板等も多分設置されたと思うんで、そのように、活動自体しっかりされてると、私の方で認識しております。

○山田委員 陳情の最後のところで地元の方からですね。防災組織が機能してないっていう発言があったんですけれども。私としては、やっぱり、あくまでボランティア団体っていうかですね、急遽作ってやってきた組織がそこまで、活動してるっていうのは、非常に頑張っておられるなという認識、将来的にはもっと活動せんといけんのかもしれませんけど今の段階じゃ非常によくやってるなあという意識を持ちまして。

○伊藤委員長 他に質疑ありませんか。

(なし。)

1時間経っておりますので、ちょっとしばらく休憩をしたいと思います15分まで休憩をしたいと思います。

—休憩—

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第 23 号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の審査を行います。危機管理監の説明を求めます。

○山田危機管理監 それでは、危機管理監が所管する議案 2 案件についてご説明いたします。まず、議案第 23 号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。議案第 23 号は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員に関する法律別表第 4 公安職俸給表(1)及び第 11 条第 3 項の扶養手当支給額が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われるため、関連関係条例である三次市消防団員公務災害補償条例の一部を改正しようとするものです。改正の内容は、条例第 5 条第 2 項第 2 号非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を現行の 9,100 円から 9,700 円に、最高額を現行の 1 万 4,200 円から 1 万 4,500 円に引き上げるもので、階級、勤務年数ごとの補償基礎額は、添付資料の通り、それぞれ引き上げを行うものです。次に、第 3 項、扶養にかかる、補償基礎額の加算額について同項第 1 号配偶者に係る加算額は、現行の 217 円から 100 円に引き下げ、第 2 号に該当する扶養親族については、1 人につき現行の 333 円から 383 円に引き上げるものです。扶養にかかる、補償基礎額の加算額の一覧については、添付資料の通りとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 議案にかかる説明が終了しました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

(なし。)

○伊藤委員長 ないようですので、以上で議案第 23 号に係る質疑を終了します。それでは続いて、議案第 24 号三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例案の審査を行います。危機管理監の説明を求めます。

○山田危機管理監 それでは議案第 24 号三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案第 24 号は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令において、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等、共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに 35 年以上区分が追加されることに伴い、関係条例である三次市非常勤消防団員に係る、退職報償金支給条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。改正の内容は、現行の勤務年数区分 30 年以上を 30 年以上 35 年未満に改め、新たに 35 年以上を追加するものです。改正後の階級、勤務年数に対する退職報奨金は添付資料の通りです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

はい。

○伊藤委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

○弓掛委員 30年を35年以上にするということで、この時代的背景といたしますか、意図があれば教えていただきたい。それと、平均的にどのぐらいの、財政の方にですね負担増になるのか教えていただきたい。もう1点、その財源についても、教えてください。

○伊藤危機管理課長 今回の消防団員につきましては、35年以上の在職者はこれ令和7年1月1日現在の数字になりますけれども、90の方が35年以上の在職者となっております。今の退職報奨金につきましては、今の基金を積み立てまして、これは毎年度市の予算から1人当たり1万9,200円の、前年度の10月1日の条例定数ですね基本団員の、これに乗じた額を毎年度基金の方へ掛け金としてかけておりまして、退職補償金については、基金の方へ請求をして全額基金の方から出るようになっております。

今の当然、階級によって10万円上がることとなりますので、単純に90の方が退職されるということになれば掛ける10万ということで900万円の増になるという形になります。今回の退職報償金追加についてはですね、昨今消防団員の減少が著しくということですね、処遇改善として、三次市でも昨年度、団員の年間の職務手当を3万6,500円に引き上げて、処遇改善を行っているところなんですけれども、年齢構成として、消防団員、なかなか若年層若い方の入団が少ない状況にあると。これは全国、同様の状況になっておりますので、それらを踏まえて、処遇改善のこれも一環ということで、今、長年勤務されている方がですね、もう少し勤務をいただけるような形のもので処遇改善をされたというところであります。

○伊藤委員長 他にございませんか。

○中原委員 説明ありがとうございます。30年から35年に伸びる、5年延びるんですけども、機能別団員として継続して残りたいという方において、それが、このまま、話のように、35年が5年プラスして継続になるのかそれとも一旦やめた時点から、機能別としての活動の継続になるのかということで、ちょっとその、わかりにくい質問かもしれませんがちょっとその辺をちょっとわかるようにちょっとお聞きしたいと思います。

○伊藤危機管理課長 機能別消防団員につきましては、今、基本団員と機能別消防団員というような形で条例の方、分けさせていただいてるんですけども、機能別、団員は、何かの職務に限定した形でやっていただいとるということで、今の火災等とかですね、災害支援というようなところもあつたりですねいろいろな制度の中で、その限定する業務を、指定しております。基本団員、基本的には機能別の入団はですね、消防団としての経験という形で、消防協力隊ということで、引き続き消防団を退職された後も、昨今、消防団の減少ということがありますので、できる限りの範囲内でやっていただけるといところで機能別の方へ入団していただいているということになりますので、一旦基本団員を退職する際には、それまでに勤務いただいたところで退職金をお支払いさせていただいて、新たに機能別に入団していただくというような形になります。機能別の退職金はですね、ありませんので、基本的には年間の職務手当8,000円で、プラス出動をいただいたら、手当を出させていただくというような形になっております。

○伊藤委員長 他に質疑はございませんか。

他にないようですので、以上で議案第24号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりま

すので、しばらくお待ちください。

続いて、議案第 19 号三次市国際平和交流基金条例案の審査を行います。

地域共創部の説明を求めます。

○矢野地域共創部長 地域競争部から議案第 19 号三次市国際平和交流基金条例案についてご説明をいたします。本議案は、市内の子どもを対象とした、国際交流及び平和を担う人材の育成と、持続可能な国際交流の仕組みの構築を目的とする事業の費用に充てるため基金を設立しようとするものです。

基金設立の背景としまして、今年是被爆 80 年という節目の年であり改めて戦争の悲惨さや平和のとうとさを次の世代に伝え、引き継いでいく必要があること。また、昨年末にお亡くなりになりましたジミー・カーター氏のご遺志を継ぎ、アメリカス市との 30 年以上続く国際交流事業を途絶えさせることなく、きずなを強め、平和を希求する取組を維持していく必要があること。そのために、三次市国際平和交流基金を設立し、利子収入により、中学生のアメリカス市への訪問費用の財源を確保することにより、持続可能な交流の仕組みを構築しようとするものです。施行期日は令和 7 年 4 月 1 日です。基金の概要ですが、予算額につきましては、令和 7 年度当初予算に計上させていただいております。予算額は、積立金 1 億 5,000 万円です。これは、令和 7 年度当初予算に計上させていただいておりますアメリカス市への訪問費用額の市補助 2 分の 1 の額を賄える額の利子収入を得られる債権として、試算をした額で計上させていただいております。お示ししております資料では、例示として国債での債券の運用をお示ししておりますけれども、県債など含め、購入時点での有利な債券などでの運用を行いたいと考えております。基金の財源は、ふるさと創生基金 2 分の 1 残りは一般財源です。この基金の充当は子どもの国際交流かつ平和祈念事業に限定をしております。以上で議案第 19 号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員長 議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

○弓掛委員 この基金を積むということなんですけれども、今般中央病院の方の建て替えの方も、ちょっと凍結ということで非常に厳しい財源だと思うんですけれども、その中で、1 億 5,000 万ですか、これを積む。まとめなくても毎年出せばいいということだと思うんですけれどもそれわざわざこれを積むということ。固定化させるということの意図を教えてください。あと、これ国債で、2.3%ってちょっと聞いたんですけれども、これ毎年この利子収入があるんだろう思うんですけれどこれ何年物かちょっとこういうすごい有利な国債があるんかなと、ちょっと教えてください。ですから利子以外の元本には絶対、当然、国債ですから、もうフィックスされていますから使えないから利子以外は使わないという認識でいいのかどうか、そのあたりよろしく願います。

○矢野部長 今回、市の財政もですね、いろいろと厳しいということを市民の皆様議員の皆様へもお伝えをしている中での、1 億 5,000 万という積立てというふうになっておりますが、一応この財源は、ふるさと創生基金 2 分の 1 と、一般財源というふうにしております。

これはですね大きな額であります、今まで、アメリカス市国際交流の事業ですね、そういった事業には一般財源でずっと賄ってきた経緯がございます。今後もずっと続けていく場合にはですね、ずっと一般財源で賄っていくというふうになりますので、一般財源でなく、一旦基金を積み立てていただきまして、その基金の利息をもって、それを運用できるというような形で、持続可能な財源を確保するために、今回基金の積立てを考えさせていただいたものです。

2.3%の利率、今現在お示しをしてるのは、国債の30年ものであれば、2.3%の利率でいきましたら、ちょうど7年度の予算計上させていただいてます。

アメリカス市への補助分が344万5,000円というふうな額を予算計上はさせていただいておりますけれども、国債の30年ものがこの試算をした時点では2.3%ということでありましたので、これでいけば今の345万程度の利息ということで、賄っていけるかなということに試算をしております。

ただ、これは例示として、この時点で試算をしたときの運用の国債を、例としてお示ししてるだけでございますので、その他に県債等また、他に有利なものがございましたら、その時点での有利なものというふうにご考えております。

あくまでも利息での運用ということで、元本の方へは取り崩しのほうは考えておりません。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

○徳岡委員 この基金の条例の目的なのですが、1つは子ども網の国際交流っていう部分と、もう1つ、平和を担う人材の育成及び持続可能な国際交流の仕組みの構築っていうところがあるかと思うんですけども、この2つの目的を持って、今回、具体的に行うこととしてアメリカス市への子どもたちの派遣っていうことととらえていいのか。それとも、まだ汎用性を持たせて、これから何かしらまた、違った交流国際交流だったりその仕組みを構築することに、この基金というものが使われる予定があるのか、この基金をつくれる上で、他の市町等の事例等を参考になされて、こういった運用っていう部分を考えられたのか、もしそういった事例を参考にされたような事例が、あれば教えていただけたらと思います。最後に、被爆80周年っていうことがうたわれているかと思うんですけども、今回の具体的な取組の内容としてはアメリカス市への派遣っていうことかと思うんですが、その被爆80周年に関する国際交流だったりこの平和の希求っていう部分の要素っていうところは、どのようにお考えなのかお伺いします。

○矢野部長 私の方から、基金の今回の積立で他市等の参考事例等があったのかというご質問です。他市等の基金の参考とはしておりませんが、本市では、地域振興基金でも今の利息によって自治活動等の財源として運用している実績がございます。そういったところからも、この基金を積んで、利息で運用していくというふうなところの発想を持たせていただいております。

○田村共生社会推進課長 まず最初のご質問でございますけれども、今回、あくまでもジミー・カーター市の逝去に伴いまして、この国際交流を衰退させてはならない。また、ノーベル平和賞も受賞されているということもあって、平和ということも要素に含めております。子どもたちの対象にしているということと、国際交流活動、平和事業を盛り込むという条件で、今回、基金の積立てをさせていただくということになっております。

です。この条件をめざす取組を、他の協会が取り組みたいということであればですね、その条件に、この仕組みについて活用していただくということは、考えております。

それから、80周年を契機にといいますか、80周年の要素があるかというご質問でございますけれども、この度は、先ほど述べましたけれども、ジミー・カーター市の逝去に伴って、この契機に、この基金を設立して、持続可能な国際交流、平和事業していくということでございますので、ちょうど80周年というところもあって他の平和事業も含めて、今回1つの事業という形で、今回、取り組んでいくということで、基金の方も設立していくということでございます。

○徳岡委員 独自で考えられてるところだったかと思うんですけど、私もちょっと調べてみたんですけど、他に、そうやって利子、利息を使ったところもあるのは確認をしているんですけども、調布市だったりとかは、今先ほど田村課長からも説明がありましたように、他の協会なども何かしら活動することがあればということだったんですけども全員協議会のときには今、インドだったり、カナダだったりというところは活動そういった活動が今見られないのってということだったかと思うんですけども、調布市などは他の協会だけではなくて、市で草の根で取り組まれているような国際交流の団体だったりとか、そういった子どもたちを巻き込んだってそういう取り組みにも、そういった基金を使われているような事例もあつたりするんですけどもそういうところに広げるようなお考えは協会のみなのかそれとも、そういったところの方々への汎用っていうものも考えられているのか再度お伺いをします。

先ほども被爆80周年ということがあったんですけども。ノーベル平和賞をいただいているのは、今回被団協さんもいただかれていて森瀧さんも三次出身ということを議会でもう質問があったかと思うんですけども、他の市町のそういう基金を見させていただいてもそういう平和活動、平和への取り組みっていう部分に関しても具体的に取り組まれていると思うんですけども、そういったところにもう少しは汎用するような、お考えっていうのがないのか、もう一度お伺いをします。

○矢野部長 私の方からですね、本会議の際にご質問いただきましたときに述べさせていただいた、現時点では、今の三次市の国際交流団体活動支援事業補助金ということで、その補助金等を交付をするような規定がございますのは、日加カナダ教育国際交流協会、あと日中友好協会、インド交流協会、日韓親善協会、こういった協会等がございます。その協会は今現在は受入れ、それぞれの国の事情と受入れ団体等の事情によって、受入れも派遣も現在では、どちらも望まれてないところをちょっと説明をさせていただきましたので、先ほど課長の方も答弁いたしました通り、平和事業、かつ、国際交流ということでその条件を満たす場合には、今のこの条例で定めておりますその支援のところへは、可能性はないとは思っております。その他の団体につきましては、今現在でも、一般財源等で支援をさせていただいております。この基金はあくまでも、国際交流でこの平和の授業も行う子どもに対しての補助の財源とするということで、持続可能な、今後、国際交流についてですね、そういう財源を確保することで、持続可能な国際交流の活動を子どもたちに行っていきたいという目的が、そこにありますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○徳岡委員 子どもたちにこういう事業を行っていききたいというまた団体がこれから何かしないっていうようなところが出てくればまたその基金の活用っていうことも考えられるっていうことで、認識でよろしいんです。

○田村課長 先ほどご質問ありました、新しい団体等ができたときどうするかということでございますけれども、先ほど部長も説明しました通り、子どもたちに海外に訪問して、国際交流すること、プラス平和活動も含めて事業でありますので、そういった団体ができて子どもたちに海外へ行くことによる国際交流、さらにプラス、平和事業を行うということでありましたら、この事業につきましては活用できるというふうに考えております。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

○穴戸委員 子どもを対象としたと、子どもの範囲というのをお聞かせください。それと、お金ですよ予算額、果実運用ということなんですけれども、それはあくまでもアメリカス市に行ってきた、今までの費用を、額を見てしとるということなんですけれども、そこら辺でいくと、アメリカス市だけを対象としておるというふうに受けとめられることもないんですけれども。子どもの対象等、例えばですね、今回、核廃絶核使用禁止会議、アメリカでやられております。そこら辺に子どもも派遣すると、広島市あたりはされておりますけれども。そういうことのも、対象として今後考えられるということも、認識してよろしいんでしょうか。

○田村課長 ご質問のありました子どもの対象、子どもという範囲ですけれども、現状行われている交流が中学生を対象としておりますので、中学生を対象としたものと考えております。それから、アメリカス市のみの取り組みかということもありましたけれども、今後そういった、平和大使であったりそういったところの取組が、もし、協会であったり、団体であったりが取り組んでいくということでありましたら、内容を確認しながら、できる限り、国際交流であり、平和活動ができるというものについては検討していきたいというふうに考えております。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

他にないようですので、以上で、議案第 19 号に係る質疑を終了します。

続いて、議案第 34 号指定管理者の指定の変更についての審査を行います。地域共創部の説明を求めます。

○矢野部長 議案第 34 号指定管理者の指定の変更についてご説明いたします。

資料の方もお示しをしているかと思いますがそれに沿って説明をさせていただきます。まず、提案理由ですが、横谷ふるさとセンターの指定管理期間を変更することについて、地方自治法 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

提案内容の要旨です。横谷ふるさとセンターの指定管理期間の終了期日を、令和 9 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日に変更するものです。

今回の指定管理者指定の変更に至りました経緯のほうをご説明いたします。

当該施設は、建築基準法上の不具合により用途が限られることや、水源の確保が困難であるなどの理由から、利用ニーズを見越して、市内の公共施設など総合管理計画で、廃止の方針となりましたが、廃止に向けて地域との協議を進めていく中で、廃止になるまでの間だけでも、施設を

存続させたいという地域の思いがあり、地域利用を伸ばしていくことを目指して、布野町まちづくり連合会で指定管理を受けておられました。

しかし、当該施設を利活用したいと申し出のあった団体との協議の立ち消えや、地域内でも限られた利用者以外の利活用が見込めないことから、来年度以降は指定管理の継続が困難であるということ。布野町のまちづくり連合会の方から申し出があったものです。指定管理期間は、変更前、現在の指定管理期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日まででしたが、変更後は先ほど申しあげましたように終期が令和7年3月31日までと変更することに、変更を予定をしております。

7年度、来年度の施設管理につきましては、本市によります直営の管理というふうにさせていただきます。現在、この施設を利用をさせていただいてる団体は、臨時的な利用ということで、横谷神楽団が、体育館の方の利用ということで、使っていただいているような現状になっております。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○伊藤委員 議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

○弓掛委員 ただいま説明いただきましたように、水道とか、今の消防関係ですね、ぶっちゃけ言えば、消防関係のが難しいということはちょっとお聞きしたんですけども。これから先、指定管理解けて市が直営ってことなんですけども、建物の方の利用の方は、今後どういうふうな展開になると予想されとるのか、お聞かせください。廃止になって、取壊しになるとかそういった認識があるのかどうか。お願いします。

○呑谷まちづくり交通課長 現在ですね、横谷のふるさとセンターについては建築基準法の改善点もありますし水道の水源の問題もあります。令和7年度での条例廃止が予定はされておりますが、その後の活用というところについては、今の問題点の整理、それから今後の方向性についてはまだ、十分決まっておられませんので、利用休止という形で今後についてもまだ検討は続いていくというふう考えております。

○伊藤委員長 他に質疑はありませんか。

○藤井委員 補助避難所としての機能が今現在あると思います。それについてはどのような扱いになるのかお願いをいたします。

○呑谷課長 指定管理変更になりますが、引き続いてこの補助避難所についての使用をしていく予定になっております。条例廃止等になった場合ですね、それ以降につきましては地元とまた協議をしていくという考え方でおります。

○他に質疑はありませんか。

他にないようですので、以上で議案第34号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

続いて、議案第21号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の審査を行います。総務部の説明を求めます。

○桑田総務部長 議案第 21 号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、令和 6 年、人事院勧告及び国家公務員給与制度改革、育児介護休業法の改正、その他、地方公務員法の改正等に準じまして、給与条例等を改正するため、三次市職員の給与に関する条例他 6 条例の一部を改正しようとするものでございます。まず、第 1 条が三次市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、令和 7 年度から適用する給料表の改定を行うとともに、住居手当や単身赴任手当の規定内容を整理しようとするものです。第 2 条、三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、超過勤務の免除の対象となる範囲を、小学校就学前の子に拡大する他、仕事と介護が両立しやすい勤務環境を整備するための制度周知や意向確認。職場環境整備の実施について規定するものです。第 3 条三次市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児介護休業法の改正に伴い、適用する条項の修正を行うものです。第 4 条三次市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、雇用保険法の改正によりまして、国家公務員の退職手当法が改正されたことに伴い、就業促進手当の給付内容の見直しを行うものです。第 5 条三次市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、雇用保険法付則に基づく、地域延長給付の暫定措置を延長するものです。第 6 条三次市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、暫定再任用職員に住居手当が支給できるようになることから、適用除外条項から削除するものです。第 7 条三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正につきましては、令和 5 年 3 月に地方公務員法の改正に伴う職員の定年年齢の引き上げ等について、関係条例をまとめて改正したもののうち、暫定再任用職員の規定に関して引用する地方自治法の条項ずれを修正するとともに、暫定再任用職員に住居手当が支給できるようになることから、適用除外条項から削除するものです。施行日につきましてはいずれも令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。以上よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 議案に係る説明が終了いたしました。これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。ありませんか。

ないようですので、以上で議案第 21 号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

続いて、議案第 22 号三次市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の審査を行います。総務部の説明を求めます。

○桑田総務部長 それでは続きまして議案第 22 号三次市三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

本案は、市営住宅入居の手続きにおいて、使用請書への連帯保証人の署名を廃止することに伴い、関係条例であります、三次市住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。本件は、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることから、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにするため、使用請書への連帯保証人の証明

を廃止しようとするものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。以上、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 議案にかかる、説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

○山田委員 ちょっと確認なんですけれども、今の説明だと連帯保証人の署名をとということだったんですけど、もう保証人制度のもう廃止ということですよねというのが1点確認です。それに伴い、例えばもう今後は保証人を取るという方法はもうできない。相手が希望されようができないということなのかというのが2点目で、3点目に、例えばですね。住居者が亡くなられたりとか、もしくは行方不明になったりとかって言った場合やっばり、連絡先じゃないですけど、そういったことってというのが必要じゃないかなと思うんですが、そのあたりはどのように考えられてるかという、3点ほどお願いします。

○松岡財産管理課長 まず、連帯保証人制度につきまして、今回の制度につきました公営住宅の関係のみですが、廃止ということで、今後は、署名の方はしていただかない、取らないということになります。なので、2番目の質問にもなりますが、今後希望されましても署名をとることはありません。3番目に、今後の連絡先の確保ですが、現在も、緊急連絡人の方を、署名をいただいておりますので、引き続いて、こちらの方は1名を必要とさせていただいております。この改定では、緊急連絡につきましては、署名をいただくようにしておりますので、そちらの方の方に連絡をさせていただくような形になると思います。

○弓掛委員 今頃保証人をなくすということは何となくわからんでもないんですけども、民間の方ですね、保証会社等がありますけどもそういったところに、アプローチされたのかどうかというのを聞きたいし、あと、先ほど山田副委員長の方からありましたけども、連絡先、ちょっと1名とかだったらですね非常に少ないような気がするんで、身内の方、何人か複数名でもやっばりとした方がですね、何かのときに、その連絡先が連絡つかんかったら、そんなにおつても一緒だと思うんですけども、やっばり1名だったら非常に連絡つかない場合ですね非常に困るんじゃないかというふうに懸念するんですけどもその辺ちょっと2点お願いします。

○松岡課長 1点目の連帯保証人につきまして、保証協会等の調査をしたかということですが、公営住宅向けの法人の保証協会がありまして、そちらの方が、初回の保険料がですね、最低3万円、社会保険料、家賃の半分以上が必要ということになってまして、これをかけることで、毎年連続的にですね、保証料が必要になってくるということもあります。それは、入居者の方に大変負担が大きくなるということもあります。また、継続がですね初回は申請のときにいただけるんですけど、継続されている状況がですね把握を、報告いただかないと、必ず。継続されてないという場合もあるということで、そのときの対応についてはちょっとまた困難になるということもありまして、法人の保証の導入については、検討したんですけど、今回はしないということ考えております。

もう1点、緊急連絡につきましてですが、1名より複数でどうかということがありますが、1名確保されるのも困難な方も実はおられるときもあります。どなたか、身内以外の知り合いでも

ということで、お願いをして出していただいているところもありますので、先ほどもありますが、まず1名を連絡先としてきちっと管理、確認させていただきたいというふうに考えております。

○弓掛委員 1名は、だから、多分1名って書いたら1名しか出されないと思うんですね。何人かいらっしやるんだったら、それは2にしてもですね、当然取ればいいかと私は思っています。最低もう1名としてもですね、複数名できれば、していただくように交渉される方がいいと思います。そこでもう1回保証会社の方が、それからあるんでしたら、そういったことをもう一遍、また後日でもいいですからご検討されたほうがいいかなというふうに思います。

○松岡課長 議員の方からご指摘いただいた2点につきまして、また研究をさせていただければと思います。

○他に質疑はありませんか。

他にないようですので、以上で議案第22号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。なお、引き続き、審査の方続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次に、議案第25号三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の審査を行います。情報政策監の説明を求めます。

○東山情報政策監 議案第25号三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。本案は、行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律令和6年法律第46号、47号、53号が公布され、施行されることに伴い関係条例である三次市行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法律の一部改正に伴い運用する規定の条項ずれの改正及び別表第2へ新たに事務及び特定個人情報を追記しようとするものです。以上でご説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。ありませんか。

ないようですので、以上で議案第25号に係る質疑を終了します。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

それでは続いて、議案第33号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についての審査を行います。経営企画部の説明を求めます。

○笹岡経営企画部長 総務常任委員会に付託をされました、経営企画部が所管しております議案1件についてご説明をさせていただきます。議案第33号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。本案は、三次市過疎地域持続的発展計画に新たに市道敷名日南線蔵谷橋及び吉舎保健センター改修事業の2つの事業を追加することにつきまして、過疎地域の持続

の発展の支援に関する特別措置法第8条第10項におきまして準用する同条第1項の規定によつて市議会の議決を求めようとするものです。各事業の概要につきましてご説明をさせていただきますが、あわせて資料として提出をさせていただいております。事業実施箇所図をご覧いただきたいと思ひます。まず、市道敷名日南線蔵谷橋につきましては、三次市橋梁長寿命化修繕計画に基づきまして、昭和63年に架橋されております蔵谷橋の橋梁補修を行おうとするものです。続いて吉舎保健センター改修事業につきましては、平成5年建築の吉舎保健センターに係る空調設備と照明設備の改修を行おうとするものです。以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたし申し上げます。

○伊藤委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。

ないようですので、以上で議案第33号に係る質疑を終了します。経営企画部の皆さんありがとうございました。

では、一旦休憩をいたします。12時20分から再開をいたします。

—休憩—

○伊藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

配付してあります審査報告書に沿つて、初めに議案8件、次に、陳情の順でそれぞれの討論の後、採決をいたします。それではまず、議案第23号三次消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第23号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第24号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号三次市国際平和交流基金条例案の討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第19号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 34 号指定管理者の指定の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 34 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 21 号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 22 号三次市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号三次市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案第 25 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 33 号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 討論なしと認めます。これより議案 33, 第 33 号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(なし。)

○伊藤委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。それでは最後に、陳情第 1 号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを

求めることについての討論を行います。討論は採択に反対、賛成の順で行います。

では最初に、陳情第1号を採択することに反対の方の討論をお願いします。

○宍戸委員 陳情第1号自主防災を機能させるため三次議会として執行機関に対し提言することを求めることについて、採択に反対の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、瀬谷地区川地地区の自主防災が機能してないので、議会から市に対して改善するよう提言して欲しいというものだと思います。住民がみずからの命はみずからが守る意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるためには、行政からの情報提供や、地域のノウハウを活用し、住民同士の声かけや助け合いが必要であることは、陳情書で述べられている通りであると思います。そして、そのためには、平時からの住民相互の人間関係、コミュニティなくしては成り立たないものであることが容易にわかると思います。

そしてまた、危機管理監からの聞き取りで自主防災組織の活動が行われていること。補助金が目的に沿って活用されていること。樋門操作員が地域で選任されていることから、機能していないとは到底言えないのではないかと、改善の余地もあるかもしれませんが、地域の話し合い、相互理解によって進められなければ、自主防災の目的が達成できないものであると思います。

こうしたことから、お1人の見解を述べられている陳情を採択することは、陳情の趣旨である住民自らの取組に寄与しないと判断し、採択に反対いたします。

○伊藤委員長 次に、請願第1号を採択することに賛成の方の討論をお願いします。討論はありませんか。

討論がないようですので、以上で討論を終了いたします。

それでは、陳情第1号を採決いたします。

本陳情は採択することに反対の討論がございましたので、挙手にて採決いたします。まず、陳情第1号自主防災を機能させるため三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて、を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

○伊藤委員長 挙手ありません。よって、総務常任委員会では陳情第1号については、不採択と決定しました。この陳情の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑や討論を中心に、正副委員長の方でまとめてさせていただきたいと思います。正副委員長に一任していただくことにご異議はありませんか。

(はい。)

異議なしと認めます。ありがとうございます。続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について意見のある方の挙手をお願いします。

○徳岡委員 議案19号の三次市国際平和交流基金条例案に関してなんですけれども、昨今情勢が非常に不安定な状況もあり、これからの国際上、国際社会を生きる子どもたちにとって、国際平和交流は非常に重要であることを考えると、これから取り組まれる国際平和交流に資する活動に関しては、アメリカすしにとどまらず、基金の目的に沿って、汎用性を持って運用していただきたいということをしていただきたいと思います。

○伊藤委員長 他に意見はございませんか。

○宍戸委員 先ほど子どもの対象子どもの対象ということで質問した中で、中学生と、いうことだったんですけども。やはり何ですかね、高校生とかいうところも、将来的には対象としてから、やるべきじゃないかなというふうに思いますのでそこら辺をご検討願いたいということの意見を付していただけたらと思います。

○伊藤委員長 他にございませんか。

○山田委員 議案第22号市営住宅設置及び管理条例のところですけども、現在も、対策はされているようなんですが、保証人をとらなくなるということで、今からのリスク軽減等取り組んでいただきたいです。

○伊藤委員長 他にありませんか。

お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほどのご意見を参考に作成したいと思っております。作成については正副委員長にご一任いただきたいと思っておりますが、これにご異議はありますか。

(なし。)

○伊藤委員長 異議なしと認めます。正副委員長で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いをします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

皆さんご苦労さまでした。